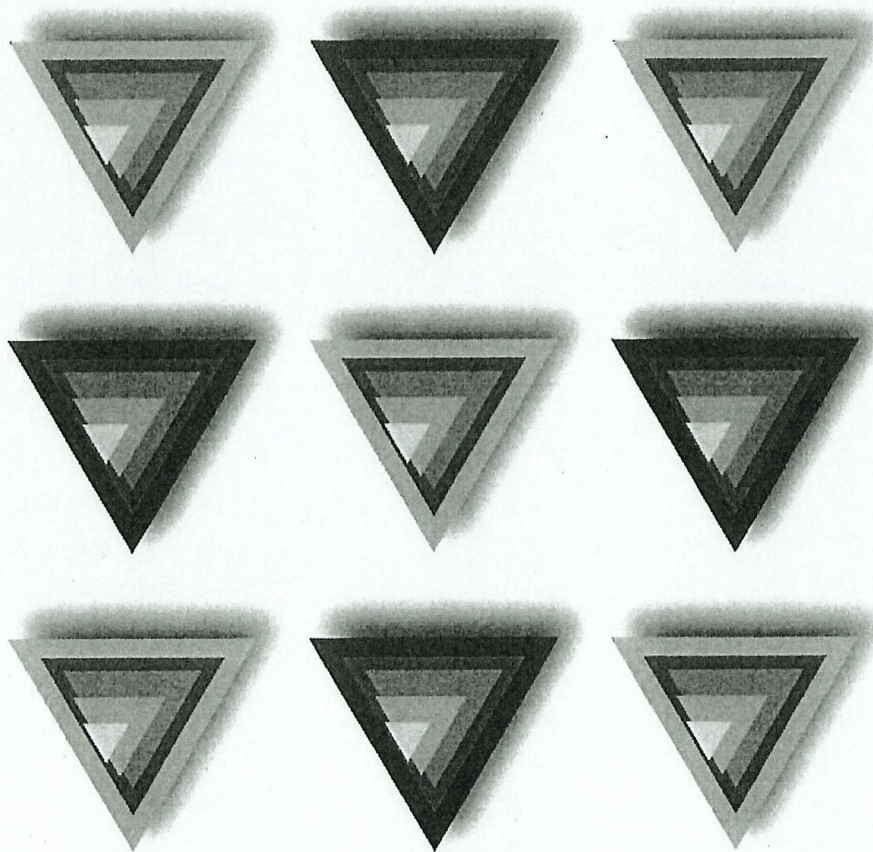


令和 5 年度

養護老人ホーム実態調査報告書



静岡県老人福祉施設協議会
養護委員会

目 次

はじめに

1 市町の部の調査結果のまとめ	2
2 施設の部の調査結果のまとめ	4

集計結果

1 市町の部（養護老人ホーム入所待機者調査）	
① 令和4年度入所判定会開催回数	5
② 新規入所者数・入所待機者数	6
③ 被措置者数及び委託施設数	7
④ 入所理由・退所理由	8
⑤ 入所判定会メンバー・委員総数	9
⑥ 要介護度・手帳保持者等	9
⑦ 消費税対応・処遇改善支弁費対応	10
⑧ 指定管理施設について	10
2 施設の部（養護老人ホーム実態調査）	
① 会員支部別経営形態	11
② 創設年	11
③ 現建物経過年	11
④ 入所定員と現員数	12
⑤ 居室について	13
⑥ 個室化等	13
⑦ 職員配置	13
⑧ 要介護度	14
⑨ 認知症自立度	14
⑩ 手帳保持	14
⑪ 費用徴収	14
⑫ 契約入所について	15
⑬ 経費率（経営状況）	15
○ 市町調査票	16
○ 会員施設調査票	19
○ 養護委員会会員施設位置図	24

はじめに

この調査は、県内の養護老人ホームの現状を把握するとともに、今後の高齢者福祉の参考にすることを目的に実施しました。そのため、この調査結果については、養護老人ホームの実態を措置権者である市町と施設が共有し、養護老人ホームが地域社会におけるセーフティネットとしての役割を果たすための資料としてご活用いただければ幸いです。

調査に当たりましては、静岡県老人福祉施設協議会、養護委員会会員施設（21施設）全施設のご協力をいただき、また、県内市町のご担当者様にもご多忙のなかご協力いただきましたことに深く感謝申し上げます。

Ⅰ 市町の部の調査結果のまとめ

市町の部では、新規入所者数、入所待機者数など被措置者に関する調査のほか、入所判定会に関する調査とともに、支弁費に関しての消費税対応や処遇改善対応についての調査も行いました。

(1) 入所判定会開催回数について

令和4年度の入所判定会開催回数の平均は、年2.4回となっています。令和3年度では2回でしたので、わずかに増えています。多い市町では年9回開催されていますが、10市町では一度も開催されませんでした。

(2) 新規入所者数・入所待機者数について

新規入所者は、23の市町にありました。新規入所者数の市町平均は、令和3年度の調査では5.04人でしたが今回の調査では5.91人とわずかに増えています。入所待機者は富士宮市で3人ありますが、その他の市町では0人でした。

(3) 被措置者数・委託施設数について

令和5年4月1日現在、被措置者数が0の市町はありませんでしたが、市町ごとに高齢者人口（参考：令和5年度静岡県高齢者福祉行政の基礎調査 高齢化率の公表（令和5年6月8日））千人当たりの被措置者の割合（以下「措置率」という。）でみると、措置率が高い市町で4.89%、低い市町で0.12%と、市町間で大きな差がありました。

また、静岡県全体の措置率は1.05%でした。時点は異なりますが「養護老人ホーム令和元年度被措置者数等に関する調査結果報告（令和2年6月 公益社団法人全国老人福祉施設協議会）」による養護老人ホーム措置率の全国平均2.04%に比べ、0.99ポイント低い状況となっています。

(4) 過去1年間（令和4年度中）の入所理由・退所理由について

入所理由では、虐待を除く家族関係によるものが15人11%と、令和3年度の30人26%に比べてその割合は少なくなっています。その一方で、退院後戻る家がない20人14%（令和3年度14人12%）、借家からの強制退去によるものが14人10%（令和3年度6人5%）と、住まいがないことによる入所が増えています。また、認知症を含む精神障害によるものが22人16%（令和3年度12人10%）と増えています。

退所理由では、死亡によるものが30%、特養や老健など高齢者福祉関係の施設への移行によるものが50%を占め、長期入院による措置切れによるものが続いて多くなっています。

(5) 入所判定会委員について

入所判定会は、単独で開催する市町と合同で開催する市町があり、委員総数は、4人から13人の範囲で組織されています。また、その委員には、保健所長、精神科医師、内科医師、養護老人ホーム施設長などが就任しています。

(6) 要介護度・手帳保持者等について

被措置者の要介護度の状況は、被措置者全体の 36.7%に当たる 423 人が認定されていて、要支援を除く平均介護度は、2.06 となっています。また、要介護者（要支援者を含む。）の 73.2%が要支援 1 から要介護 2 まで、26.8%が要介護 3 以上となっています。

障害者手帳の保持状況は、被措置者全体の 26.5%に当たる 307 人が保持しています。また、認知症を含み精神科通院者も 333 人と被措置者全体の 3 割近くを占めています。

(7) 消費税対応・処遇改善支弁費対応について

消費税率の引上げに伴う改定については、対応済みとの回答が昨年に比べ 3 市町増え、8 割を超える市町が対応済みとの結果となりました。

養護老人ホーム職員の処遇改善のための改定については、改定済みと改定予定を合わせて全体の 7 割近くの市町が“改定する”との回答で、昨年の 5 割程度に比べ改定する市町が増えました。

(8) まとめ

養護老人ホームは、各市町にとっては高齢者の生活を守る最後の砦であり、地域における高齢者福祉のセーフティネットとして必要不可欠の施設です。また養護老人ホームには、戦後間もない頃から地域での生活が困難な高齢者を受け入れてその養護を実施してきた歴史がありますが、現在では、措置委託がない限りその運営が成り立たない福祉施設となっています。

そうしたなかで、地方分権と三位一体改革により権限と財源が市区町村へ移譲されたことで、措置による財政支出を懸念する市区町村が措置に消極的となり、福祉的支援を必要としている高齢の被措置者が少なくなる、いわゆる“措置控え”が起きているとの指摘もあります。また一方で、養護老人ホームへの入所措置に関しては、介護保険制度の施行以降、行政内部でも介護保険を中心とした組織体制を強化したことで措置制度を熟知している自治体職員が減り、地域包括支援センターが設けられてはいるものの支援を必要とする高齢者の発見やアセスメントといった調査機能が脆弱になっている自治体もあり、潜在的なニーズの把握が懸念されています。

こうしたことによる被措置者数の減少（措置率の低下）は、養護老人ホームの存続に関わる問題です。県内市町の担当部局の皆様には、養護老人ホームが置かれているこうした現状をご理解いただくとともに、養護老人ホームが持つセーフティネットとしての機能と存在意義をいま一度ご確認いただきたいと思います。そして、地域包括ケアシステムの中で地域での生活が困難な高齢者の潜在的なニーズを掘り起こし、支援を必要とする高齢者の生活の確保に養護老人ホームをご活用いただきたくお願い申し上げます。

2 施設の部の調査結果のまとめ

施設の部では、県内の会員養護老人ホーム施設の状況について調査を行いました。

(1) 施設の概要について

令和5年度現在、県内の会員養護老人ホームの施設数は21ですが、この3年間に2施設が閉鎖となりました。この21施設を経営形態別でみると、公設公営が1施設、指定管理によるものが12施設、民設民営が8施設となっており、中部支部では6施設すべてが指定管理となっています。また、4割が民設の施設で、6割が公設の施設です。施設の創設年をみると、老人福祉法制定以前から、それぞれの施設が長い歴史の中で地域のセーフティネットの役割を担ってきたことが伺えます。その役割を支えている建物にあっては、半数の施設が築30年を経過しており、老朽化が進んでいます。

(2) 入所者の状況について

令和5年4月1日現在の会員施設全体の定員は1,290人で、入所現員数は996人、入所率は77.2%となっています。定員数の推移をみると、平成24年の1,508人からこの10年余りの間に218人少なくなっています。高齢者が増加する高齢社会では福祉課題を抱える高齢者も増えていくと思われますが、市町からの措置委託がない限り今後も養護老人ホームの定員は減少の方向に進むものと思われます。一方、入所者の38.8%（約4割）が要支援から要介護5までの認定を受けており、そのうち24.9%は要介護3以上です。要支援を除く平均介護度は、2.14となっています。認知症自立度をみると前年に比べ重度化が進んでおり、入所者が減少するなかにも、入所者に対するより一層の見守り支援とともに介護の必要性が増してきて、職員の増員や特定施設へ転換するなど、各施設では経営面での課題対応が求められます。

(3) 契約入所について

契約入所については、指定管理施設が1施設、民設民営施設が2施設の計3施設が実施しています。また未実施の施設のうち、5施設が実施を検討しています。

(4) 経営状況について

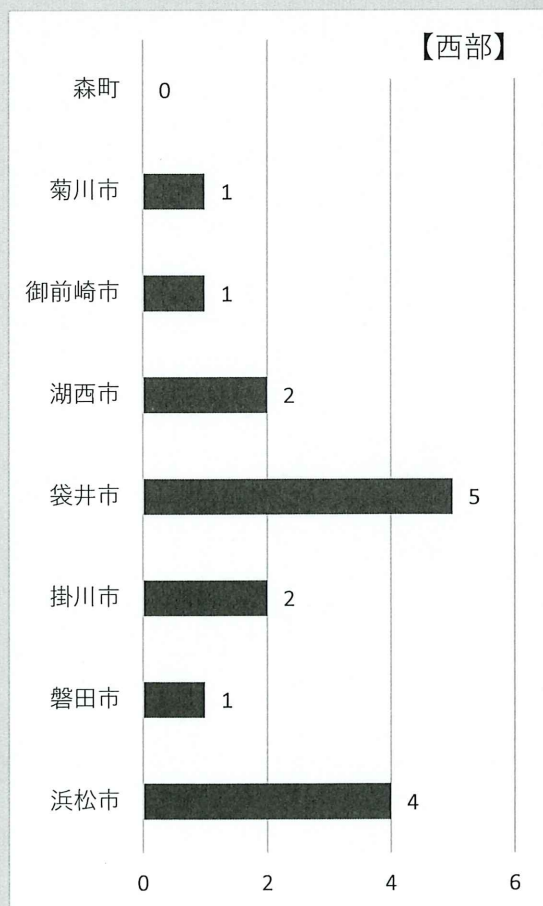
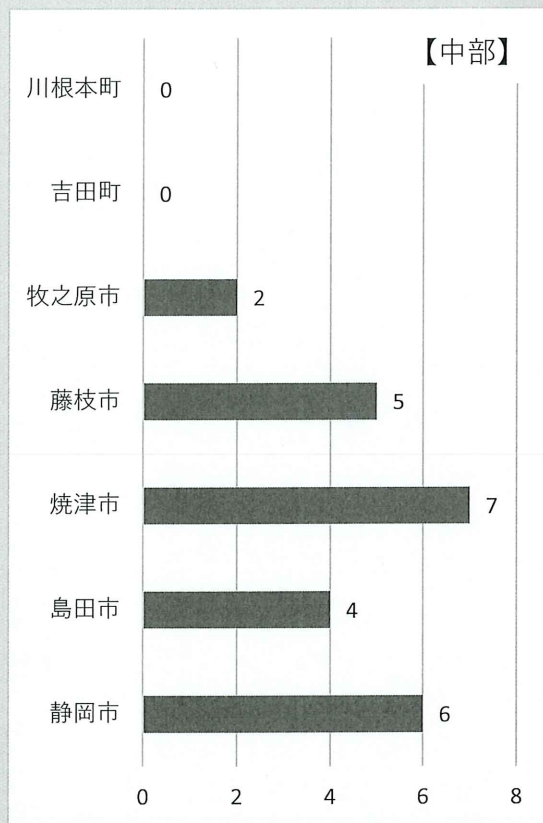
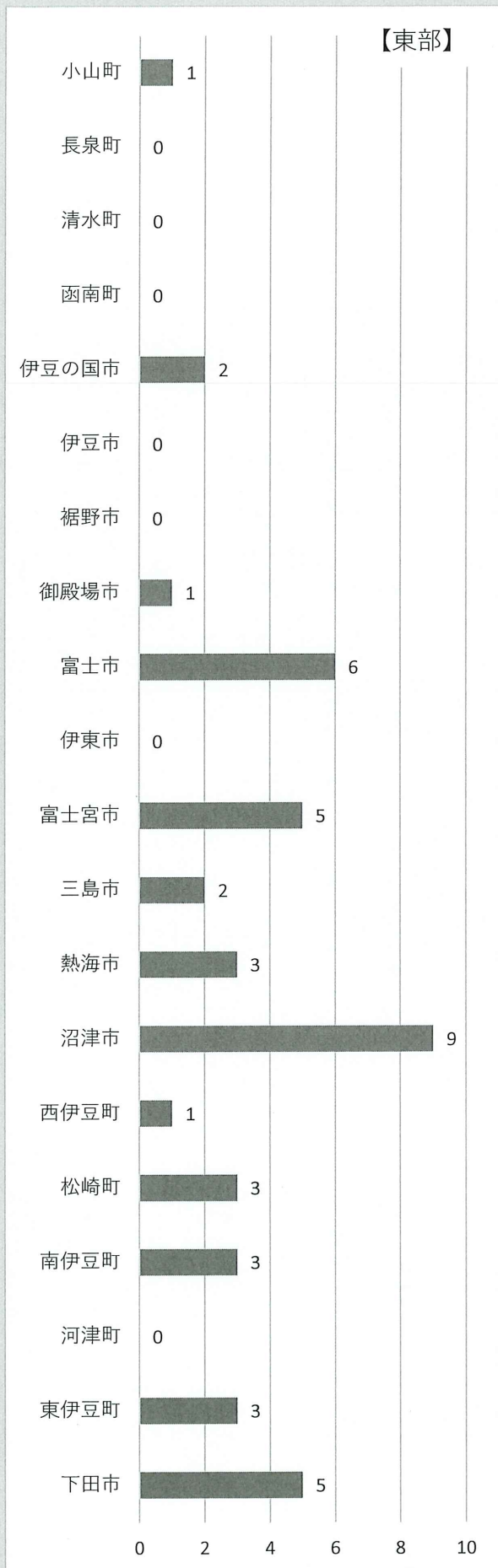
事務費助成制度については、定員割れによる実人員で行われるところもあり、市町によってその助成方法に違いがあります。ほとんどの施設が定員割れのなかで、最低賃金に連動して人件費率が上昇傾向にあり、厳しい経営状況にあります。さらに、昨年からの電気料金や食材費などの物価高騰により、施設運営経費も大幅に増えており、行政による財政支援策の必要性が高まっています。

(5) まとめ

会員各施設とも入所率が低下しており、養護老人ホーム事業の運営維持に苦慮しています。なかには、この入所者の減少がそのまま法人経営にも大きな影響を与え、法人存続の危機となる施設もあります。そうしたなかで空床対策の一つとして“契約入所”があります。こうした仕組みも活用しながら、地域包括ケアシステムのなかで、養護老人ホームが持つ施設の機能を発揮することで担えるセーフティネットの役割を市町とともに認識し、福祉課題のある高齢者を早期に把握し、支援を必要とする人の生活の場として養護老人ホームが利用されることを期待します。

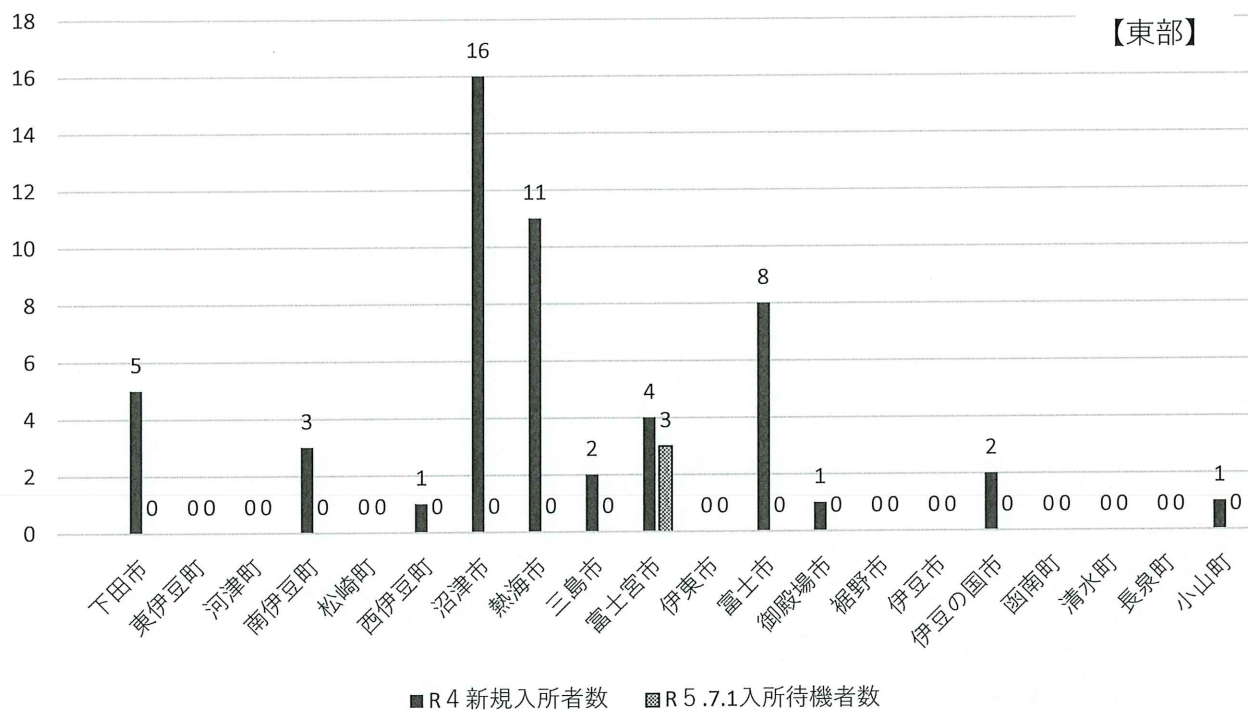
1 市町の部

① 令和4年度入所判定会開催回数

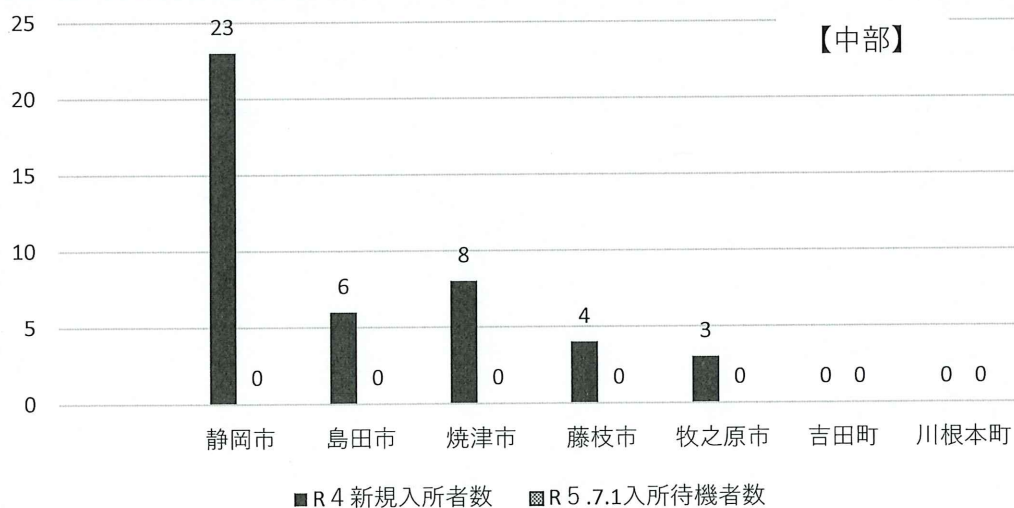


② 新規入所者数・入所待機者数

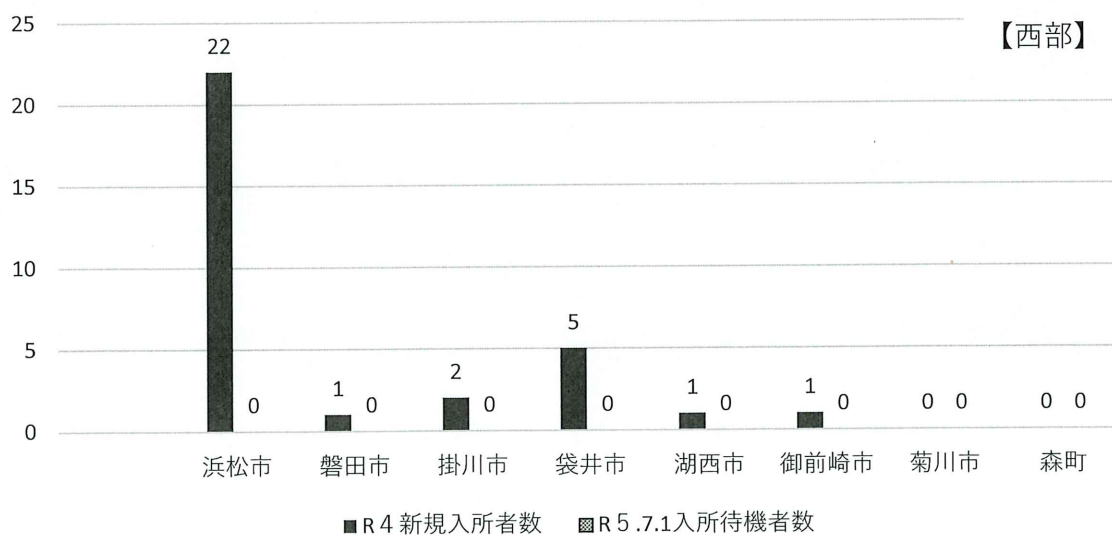
【東部】



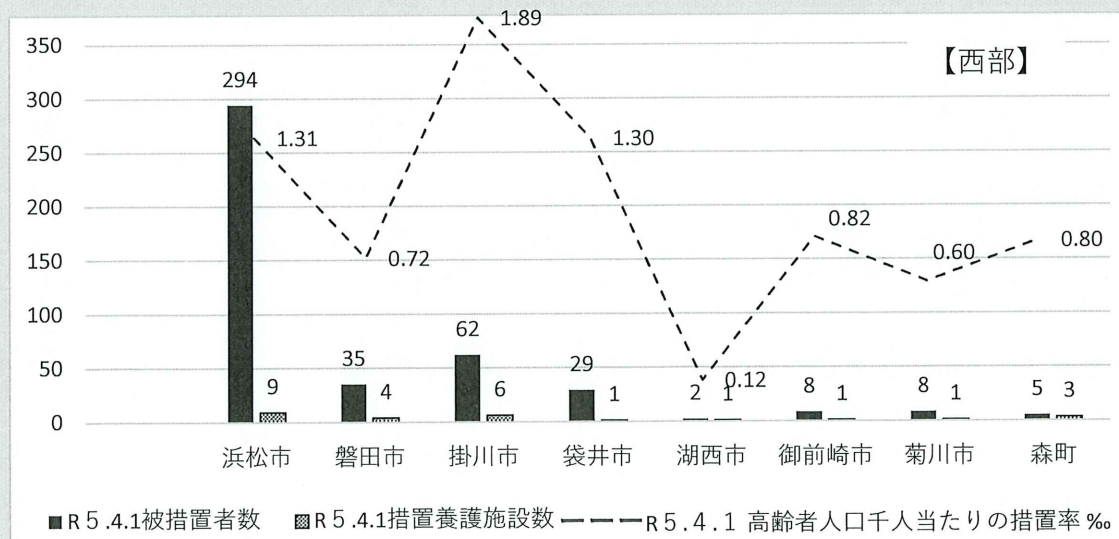
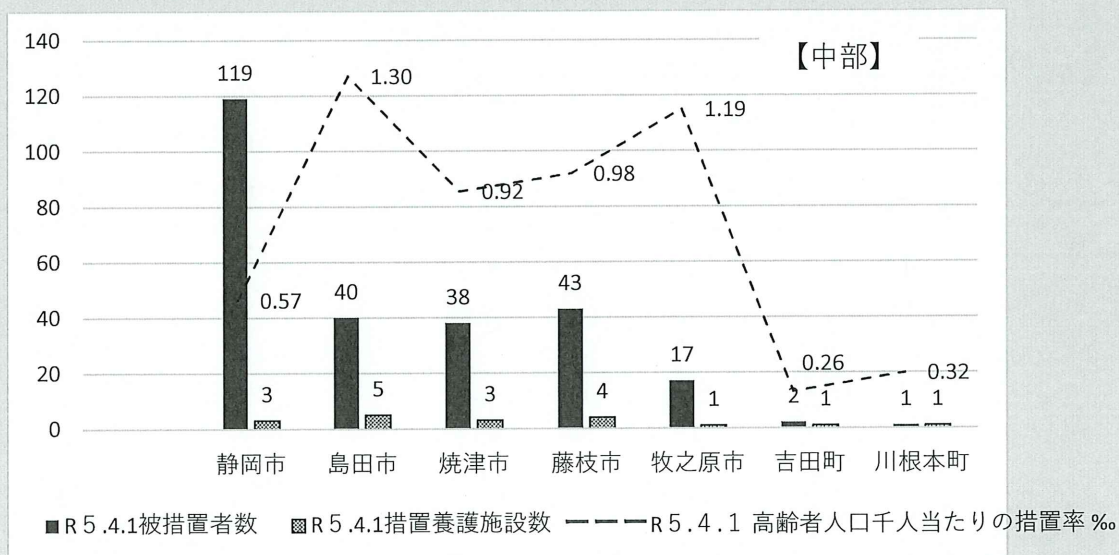
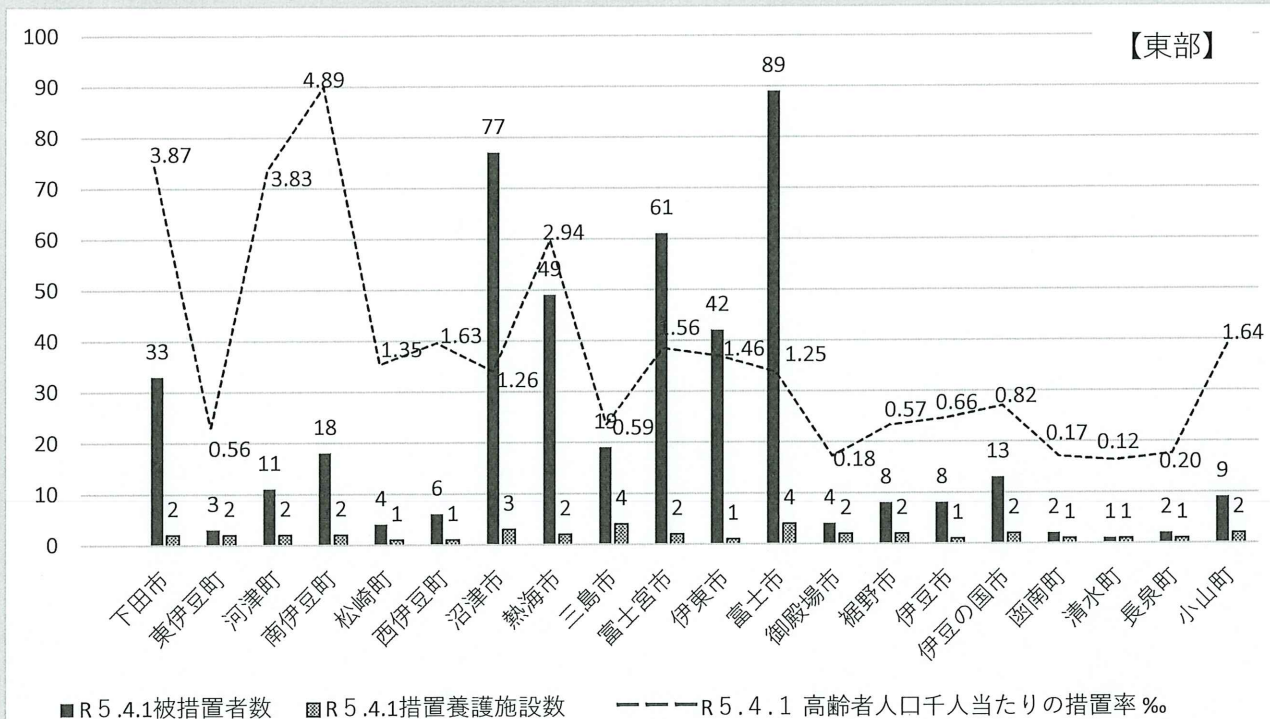
【中部】



【西部】

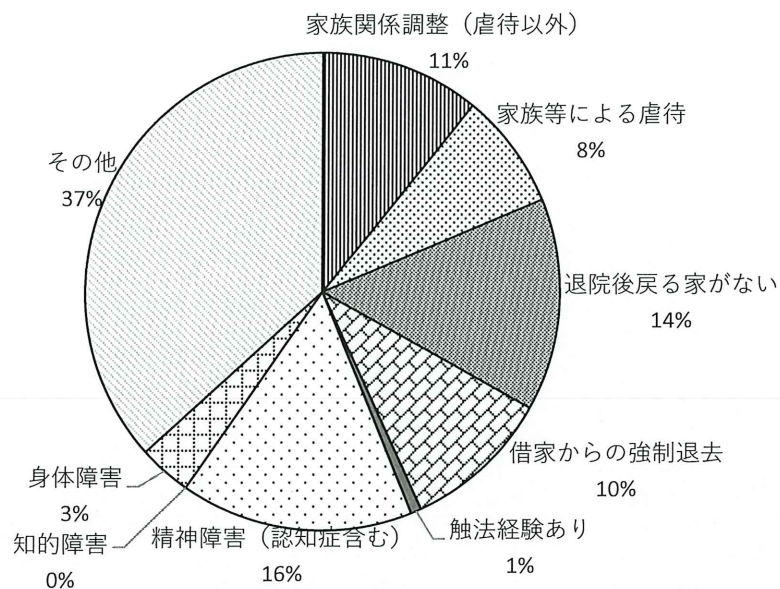


③ 被措置者数、措置率及び委託施設数（令和5年4月1日現在）

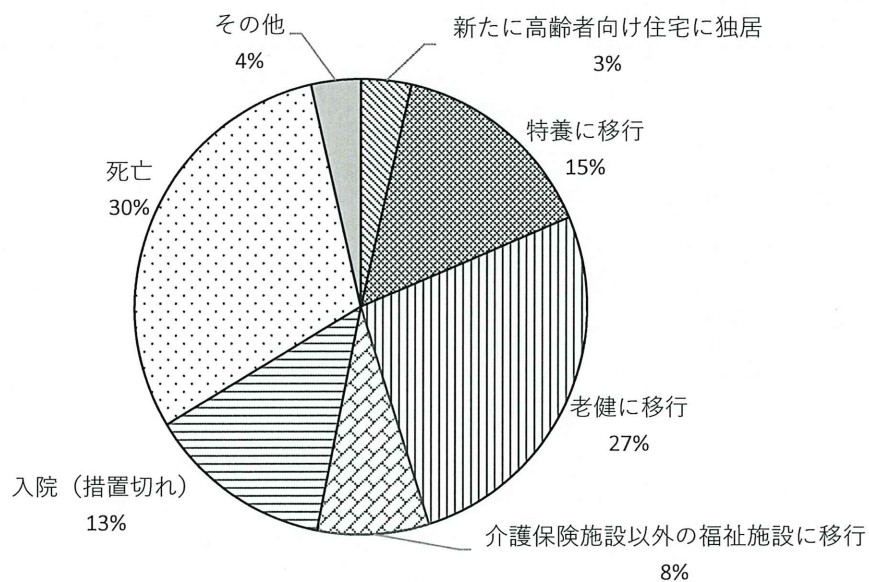


④ 入所理由・退所理由

入所理由



退所理由

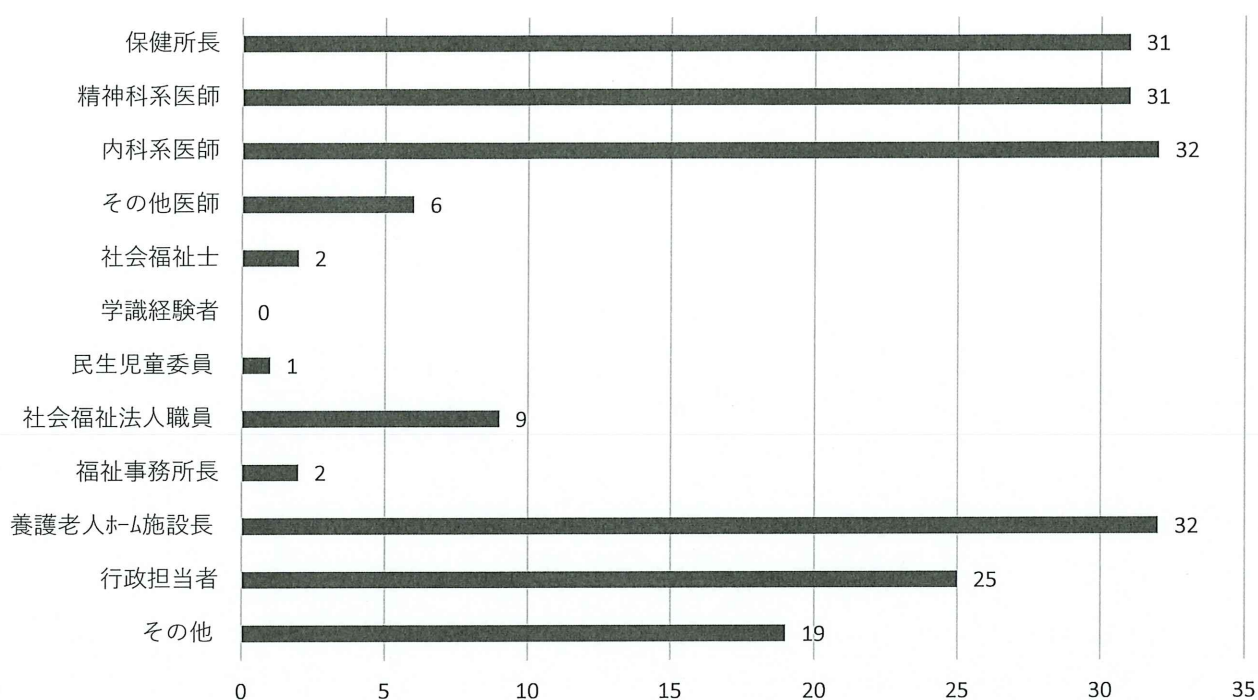


過去1年間の入所理由		人
家族関係調整（虐待以外）		15
家族等による虐待		11
退院後戻る家がない		20
借家からの強制退去		14
触法経験あり		1
精神障害（認知症含む）		22
知的障害		0
身体障害		5
その他		51

過去1年間の退所理由		人
元の住居で独居		0
元の住居で家族で同居		0
新たに一般賃貸住宅に独居		0
新たに高齢者向け住宅に独居		4
特養に移行		17
老健に移行		30
介護保険施設以外の福祉施設に移行		9
入院（措置切れ）		15
死亡		34
その他		4

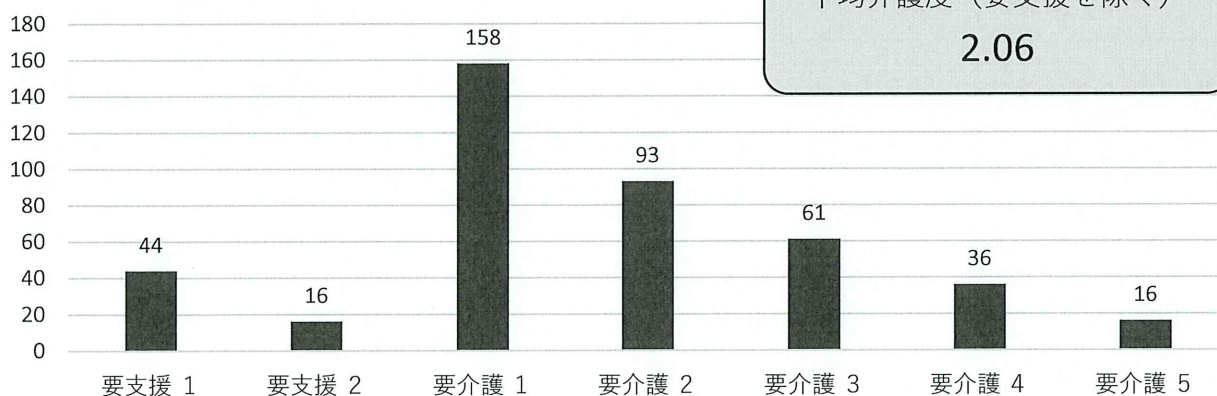
⑤ 入所判定会メンバー・委員総数

入所判定会メンバー

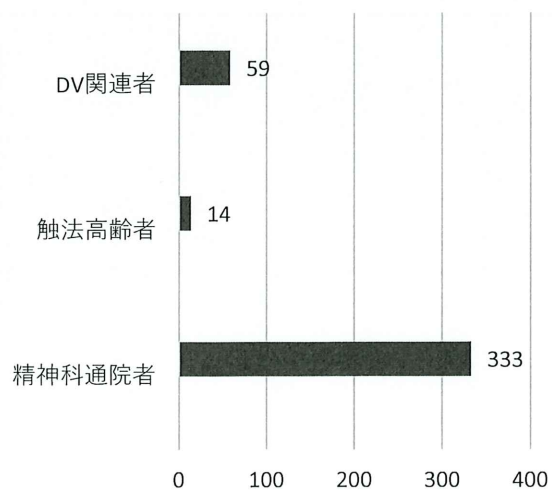
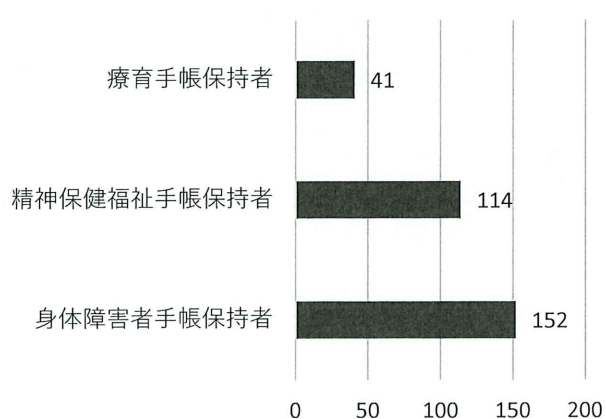


⑥ 要介護度・手帳保持者等

要介護度別入所者数

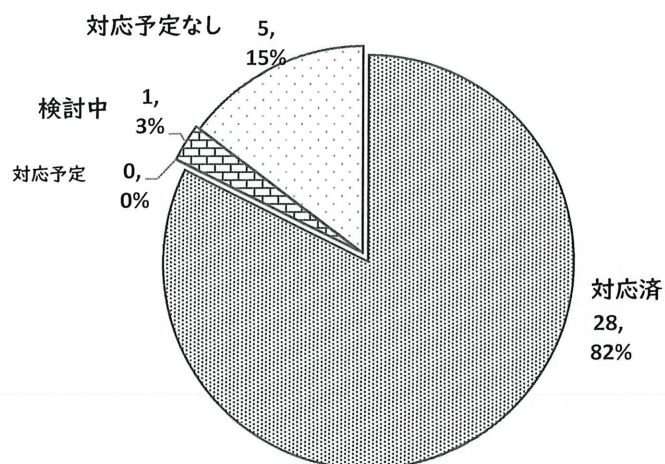


手帳保持者数

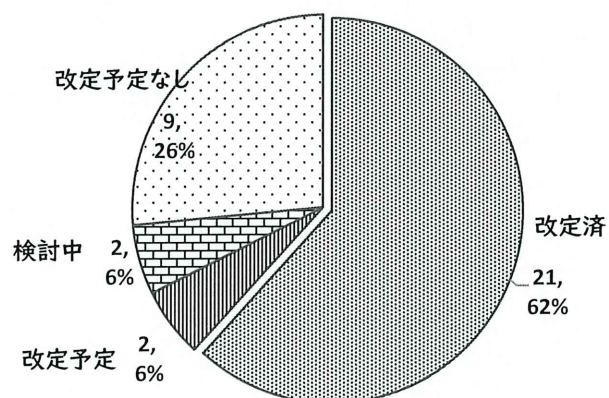


⑦ 消費税対応・処遇改善支弁費対応

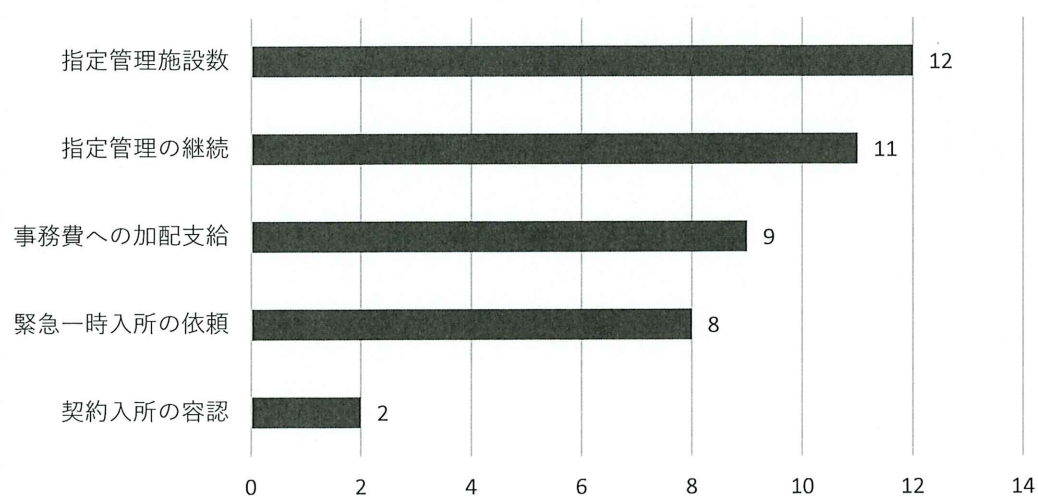
消費税対応



処遇改善対応



⑧ 指定管理施設について



2 施設の部

1 会員支部別経営形態

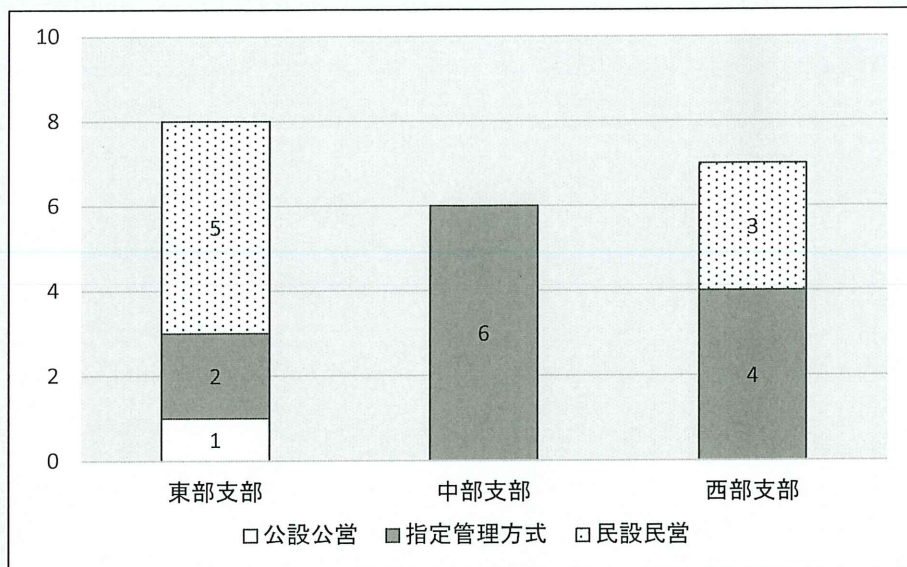
支部名	公設公営	指定管理方式	民設民営	計
東部支部	1	2	5	8
中部支部		6		6
西部支部		4	3	7
合計				21

施設の概要1

支部別経営形態は、東部支部では公設公営が1施設、指定管理施設が2施設、民設民営施設が5施設となっています。

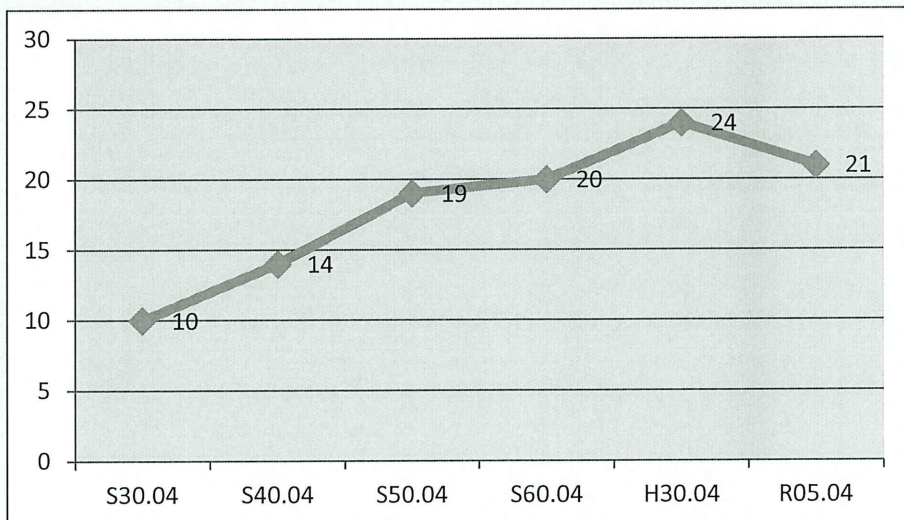
また、中部支部では、6施設すべてが指定管理の施設です。

西部支部では、指定管理施設が4施設、民設民営施設が3施設となっています。



2 創設年(施設数の推移)

S30.04	10
S40.04	14
S50.04	19
S60.04	20
H30.04	24
R05.04	21



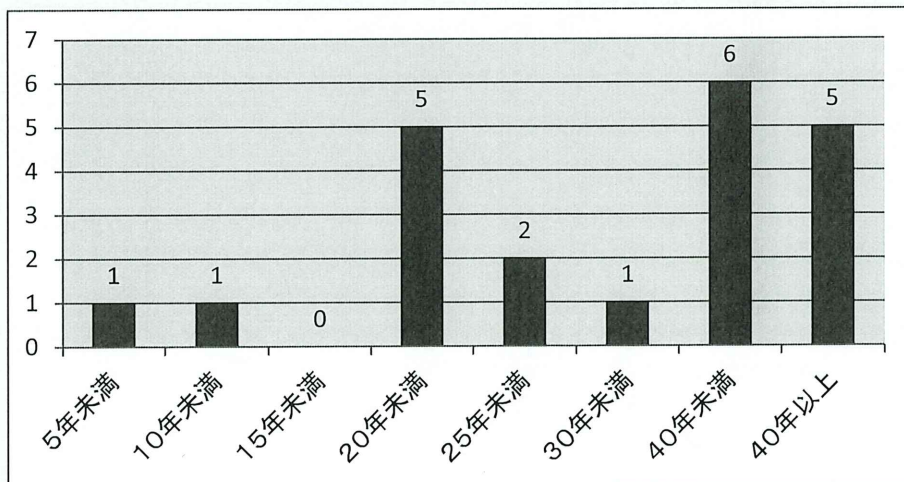
施設の概要2

R 5. 4. 1 現在の県内の養護老人ホームは、生活保護法制度下に創設された施設が13施設、老人福祉法が制定されてからの施設が8施設となっています。

3 現建物経過年

R5.4.1現在

5年未満	1
10年未満	1
15年未満	0
20年未満	5
25年未満	2
30年未満	1
40年未満	6
40年以上	5

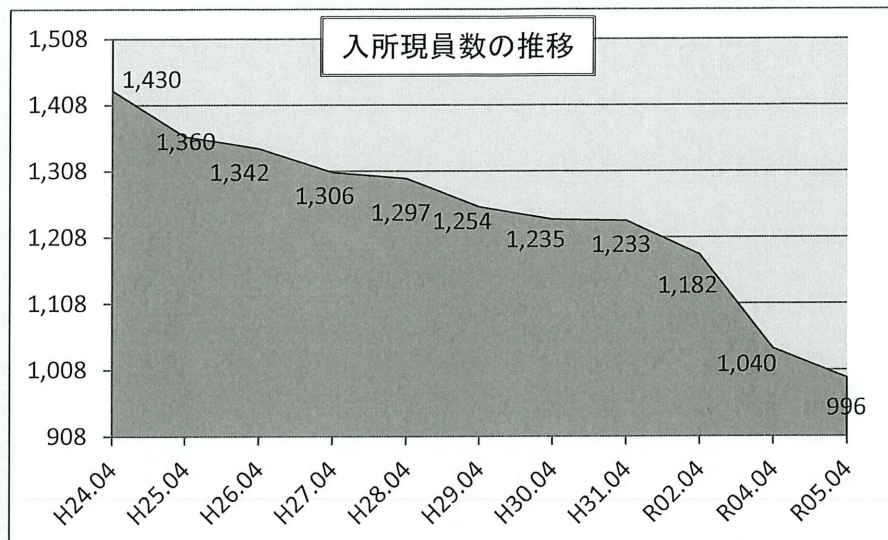


施設の概要3

現建物の経過年数では、築30年未満の施設は10施設ですが、築30年以上の施設が11施設と全体の半数を占め、施設の老朽化が進んでいます。

4 入所定員と現員数

H24 総定員	1,508	100%
R02 総定員	1,448	100%
R04 総定員	1,348	100%
R05 総定員	1,290	100%
H24.04	1,430	94.8%
H25.04	1,360	90.2%
H26.04	1,342	89.0%
H27.04	1,306	86.6%
H28.04	1,297	86.0%
H29.04	1,254	83.2%
H30.04	1,235	81.9%
H31.04	1,233	81.8%
R02.04	1,182	81.6%
R04.04	1,040	77.2%
R05.04	996	77.2%



入所者の状況 1

令和5年4月1日現在、会員

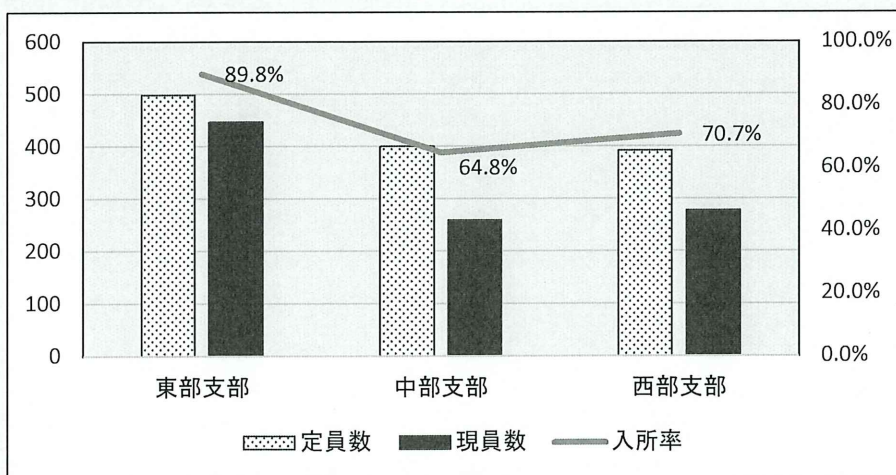
施設全体の定員は、前年の1,348人から58人減少し、1,290人となりました。これを入所率で見ると、平成24年では94.8%であったものが年々低下し、令和5年4月には77.2%となっています。今後も入所者数の減少により定員の減少と相俟って、入所率の低下に歯止めがかからない状況が予想されます。

4-1 支部別入所定員と現員数

支部名	定員数	R5.7.1現在		前年度 入所率	増減
		現員数	入所率		
東部支部	498	447	89.8%	83.3%	6.5
中部支部	400	259	64.8%	66.3%	-1.6
西部支部	392	277	70.7%	77.1%	-6.4
合計	1290	983	76.2%	76.3%	-0.1

入所者の状況 2

令和5年7月時点の支部別入所者の状況では、中部支部の入所率が64.8%と低く指定管理施設の経営に大きく影響していることがうかがえます。東部支部が前年度に比べ6.5ポイント増となっていますが、定員を減らした施設があるため、これを前年度の定員でみると0.2ポイントの減となります。年々入所率が低下しており、高齢者のセーフティネットの維持のためにも措置権者である各市町の支援が望まれるところです。

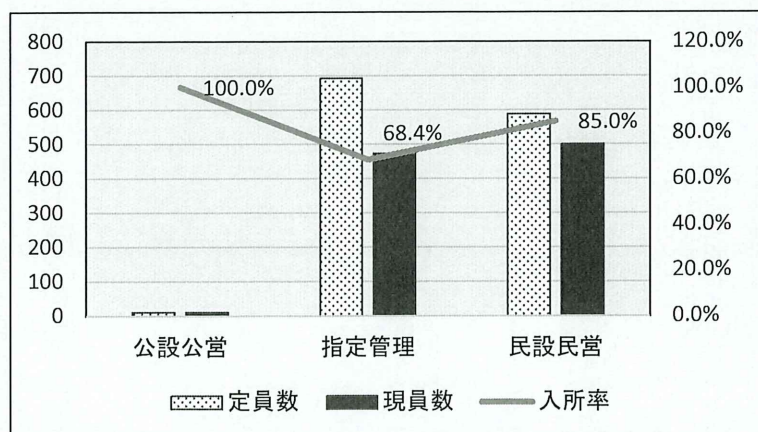


4-2 経営形態別入所定員と現員数

経営形態	定員数	現員数	入所率
公設公営	10	10	100.0%
指定管理	692	473	68.4%
民設民営	588	500	85.0%
合計	1290	983	76.2%

入所者の状況 3

入所率の経営形態別では、公設公営は定員を10人に減少変更した結果100%です。指定管理は68.4%と前年の73.6%に比べ5.2ポイント減少しました。民設民営は85.0%と前年の83.9%に比べ1.1ポイント増加していますが、定員を減少変更した施設があるためです。

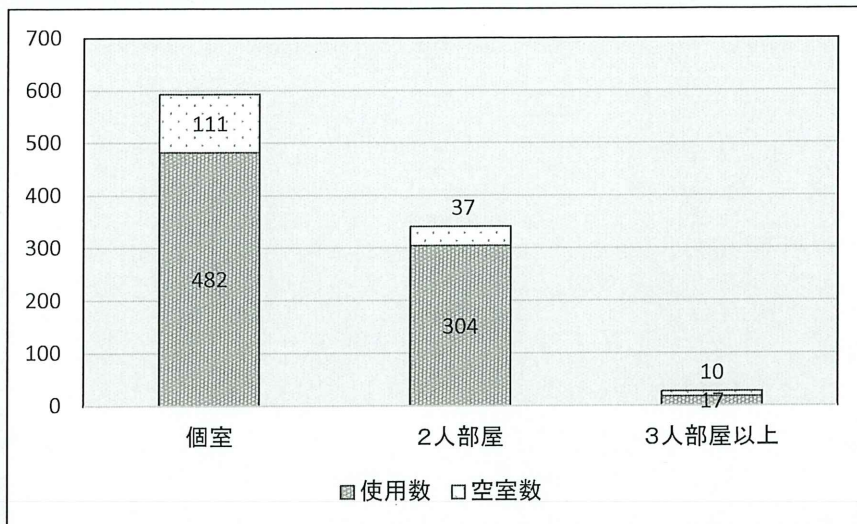


5 居室について

	使用数	空室数
個室	482	111
2人部屋	304	37
3人部屋以上	17	10

入所者の状況 4

居室状況は、建物経過年数からも分かるように、築20年未満の施設には個室が整備されていますが、築20年以上の施設では2人部屋が多くなっています。近年の傾向である入所者の多様化や重度化への対応が困難になっています。

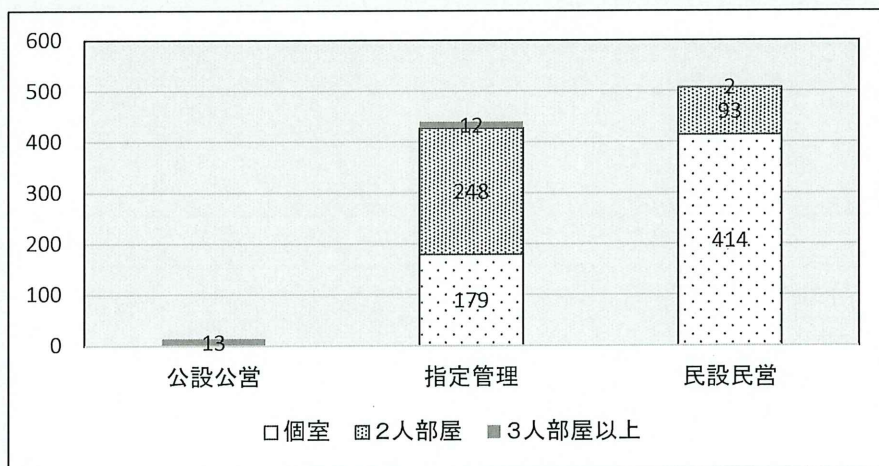


5 - 1 経営形態別居室

経営形態	個室	2人部屋	3人部屋以上
公設公営			13
指定管理	179	248	12
民設民営	414	93	2

入所者の状況 5

居室を経営形態別にみると、民設民営の施設では個室化が進んでいます。その一方で2人部屋が多い指定管理の施設では、老朽化が進行しているものの建替えに伴う個室化は進んでいません。また、指定管理施設にあっては、建替えに消極的な自治体が多いとの報告もあります。



6 個室化等

	なし	あり	
個室化予定	12	3	個室化済 6
個浴の設置	10	11	
機械浴の設置	15	6	

7 職員配置

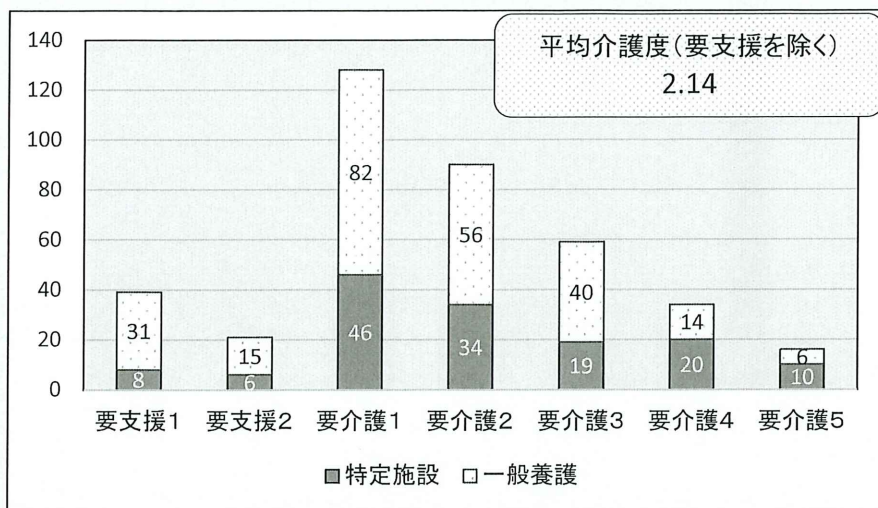
	総数	1施設平均
施設長	21	1.00
生活相談員	50	2.38
看護職員	33	1.57
支援員	208	9.90
栄養士・調理員	66	3.14
事務職員等	31	1.48
その他職員	61	2.90
合計	470	22.38

8 要介護度

	特定施設	一般養護
要支援 1	8	31
要支援 2	6	15
要介護 1	46	82
要介護 2	34	56
要介護 3	19	40
要介護 4	20	14
要介護 5	10	6
合計	143	244
介 3 以上計	49	60

入所者の状況 6

入所者現員数の約 4 割が介護度の認定を受けており、介護サービスを利用しています。そのうちの約 3 割は、要介護 3 以上です。

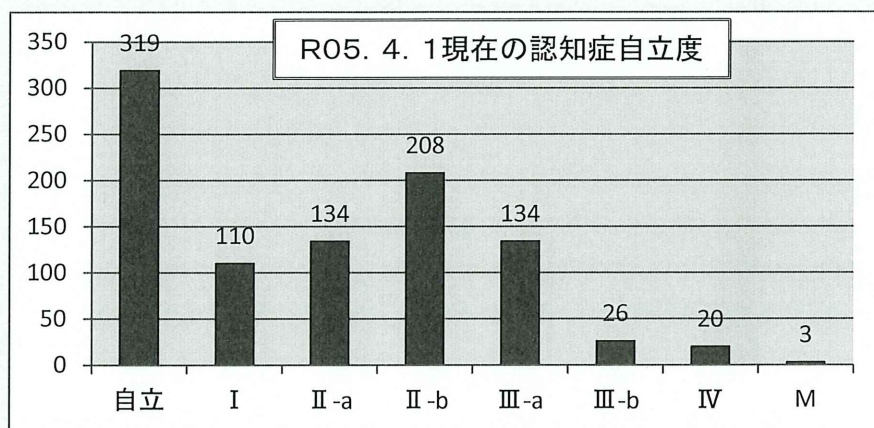


9 認知症自立度

	R05. 4. 1	← R04. 4. 1
自立	319	260
I	110	100
II-a	134	126
II-b	208	187
III-a	134	119
III-b	26	27
IV	20	20
M	3	6
認知症計	635	585
入所者割合	66. 6%	56. 3%

入所者の状況 7

年々入所者数は減少していますが、認知症自立度をみると認知症入所者の割合は増加しており、重度化が進んでいます。

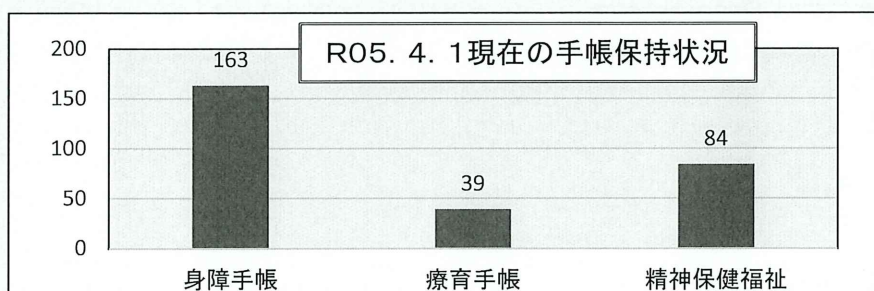


10 手帳保持

	R05. 4. 1	← R04. 4. 1
身障手帳	163	168
療育手帳	39	45
精神保健福祉	84	75
計	286	288
入所者割合	28. 7%	27. 7%

入所者の状況 8

精神保健福祉手帳保持者は、令和 4 年に比べて増加しています。

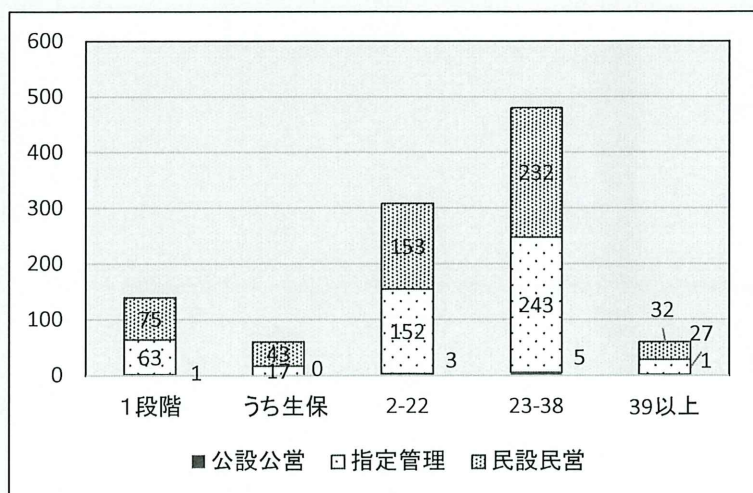


11 費用徴収

基準	公設公営	指定管理	民設民営
1 段階	1	63	75
うち生保	0	17	43
2-22	3	152	153
23-38	5	243	232
39以上	1	27	32

入所者の状況 8

近年の入所者の収入状況をみると、ある程度の所得を有する者の人数が無年金者や低所得者の人数を上回る傾向があります。



12 契約入所について(R05.4.1現在)

経営形態	実施	未実施
公立	0	1
指定管理	1	11
民設民営	2	6
合計	3	18

12-1 未実施施設の今後の方向

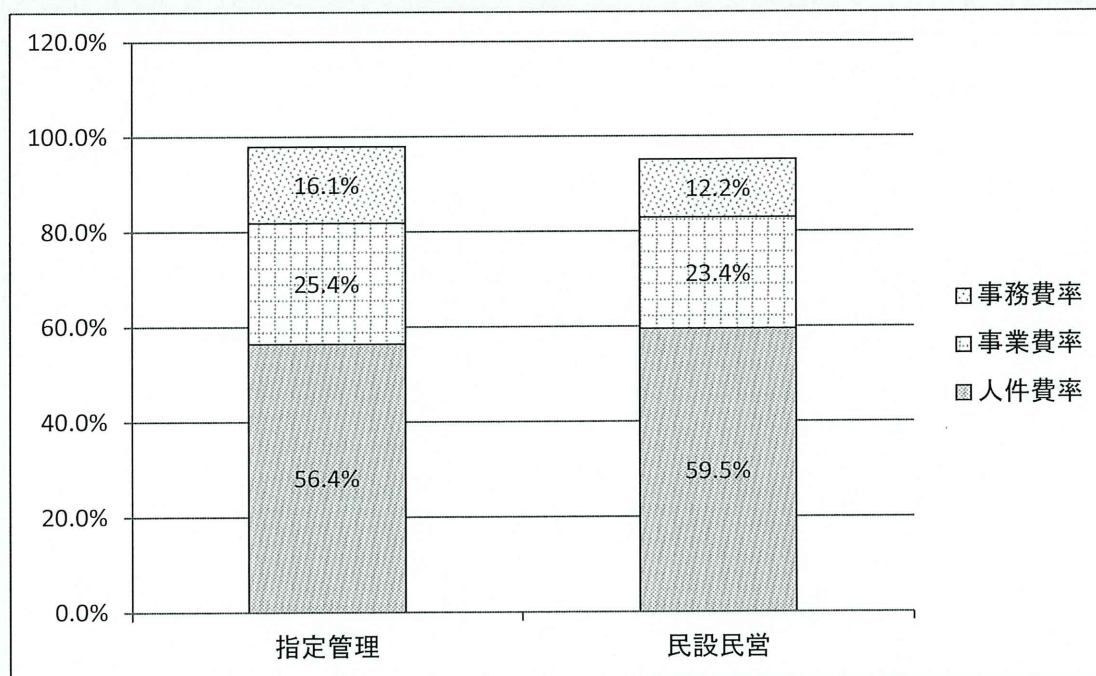
経営形態	実施検討中	実施予定なし
公立	0	1
指定管理	2	9
民設民営	3	3
合計	5	13

12-2 実施の施設の利用状況

経営形態	実利用者数	延利用日数	一人当平均利用日数
指定管理	9 人	30 日	3.3 日
民設民営	6 人	106 日	17.7 日
合計	15 人	136 日	9.1 日

13 経費率

経営形態	人件費率	事業費率	事務費率
指定管理	56.4%	25.4%	16.1%
民設民営	59.5%	23.4%	12.2%



経営状況

経費率では、人件費率が指定管理で56.4%、民設民営で59.5%となっています。資金収支差額をみると、指定管理施設、民設民営施設ともに多くの施設が繰越金や積立預金の取崩しにより補填しており、苦しい運営を強いられています。また、定員割れの施設がほとんどのなかで、指定管理施設では人件費（事務費）の補填がされている施設がある一方、補填がされていない施設もあり、今後指定管理に名乗り出る法人がなくなることにも危惧されます。

令和5年度 養護老人ホームに対する実態調査 調査票

市(区)町名

*以下の設問では、特に指定がなければ令和5年4月1日現在としてお答えください。

令和5年7月1日現在の待機者数

 名

貴市又は貴町は、養護老人ホーム入所判定会を単独又は複数市町での合同により開催をしていますか。※合同の場合は市町名をお答え下さい。

☐ (はい、いいえ)

貴市又は貴町の令和4年度(4月1日～翌3月31日)の判定会開催回数をお答え下さい。

 回

貴市又は貴町の令和4年度(4月1日～翌3月31日)の判定会のうち、書面審査又は持回り審査は？

 回

貴市又は貴町の令和4年度(4月1日～翌3月31日)の新規入所者は何名ですか。

 名

上記の新規入所者は何か所の施設に入所されましたか？

 か所

貴市又は貴町の令和5年4月1日現在の被措置者は何名ですか？

 名

貴市又は貴町の令和5年4月1日現在の措置をしている養護老人ホーム数は？

 か所

貴市又は貴町の入所判定会の構成メンバーについて伺います。

- | | | |
|-----------------|-------------------------------------|------------------------|
| 1 保健所長 | ☐ | チェック
して
くだ
さい |
| 2 精神科系医師 | ☐ | |
| 3 内科系医師 | ☐ | |
| 4 その他医師 | ☐ | |
| 5 社会福祉士 | ☐ | |
| 6 学識経験者 | ☒ | |
| 7 民生児童委員 | ☐ | |
| 8 社会福祉法人職員 | ☐ | |
| 9 福祉事務所長 | ☐ | |
| 10 養護老人ホーム施設長 | ☐ | |
| 11 行政担当者(事務局除く) | ☐ | |
| 12 その他() | ☐ | |

*12の場合()もお答えください。

委員総数 名

令和元年10月からの消費税率改定に伴う措置費の改定等の対応を行いましたか？

*令和5年4月1日現在としてお答えください。

対応した	☐	☑ チ ェ ッ ク だ さ い
対応予定	☐	
検討中	☐	
対応予定なし	☐	

令和3年11月に政府が決定した経済対策による介護職員等の処遇改善に伴い、養護老人ホーム職員の処遇改善のため、令和4年度から地方交付税措置を講じるとされる老人保護措置費の支弁額等の改定について伺います。

*令和5年4月1日現在としてお答えください。

改定した	☐	☑ チ ェ ッ ク だ さ い
改定予定	☐	
検討中	☐	
改定予定なし	☐	

貴市又は貴町の措置者の状況について伺います。

要支援 1		名
要支援 2		名
要介護 1		名
要介護 2		名
要介護 3		名
要介護 4		名
要介護 5		名

身体障害者手帳保持者		名
精神保健福祉手帳保持者		名
療育手帳保持者		名
* 令和 5 年 4 月 1 か月の通院実人数 本人不同行で薬のみ処方含む	精神科医通院者	名
触法高齢者		名
D V 関連者		名

措置費に加配職員分の加算等を実施していますか？

* 事務費の定員分支給など実人数超支給を除く。

(はい、いいえ)

貴市又は貴町の令和 4 年度 1 年間の判定会での入所理由についてお答え下さい

家族関係調整(虐待以外)		(人数でお答え下さい)
家族等による虐待		
退院後戻る家が無い		
借家からの強制退去		
触法経験あり(刑事罰等)		
精神障害(認知症含む)		
知的障害		
身体障害		
その他		

貴市又は貴町の被措置者の内、令和 4 年度 1 年間の退所理由についてお答え下さい

元の住居で独居		(人数でお答え下さい)
元の住居で家族同居		
新たに一般賃貸住宅に独居		
新たに高齢者向け住宅に独居		
特養に移行		
老健に移行		
介護保険施設以外の福祉施設に移行		
入院(措置切れ)		
死亡		
その他		

ここからは、貴市又は貴町が指定管理契約をしている施設がある場合にご回答下さい。

特定施設としての指定を受けていますか？

(はい、いいえ)

「短期入所管理指導等」以外のサービスを認めていますか？

(契約入所事業を想定)

(はい、いいえ)

緊急一時入所を指定管理施設に依頼をしていますか？

(通常の短期入所手続を経ずに緊急依頼「DV・警察等による緊急保護等」を想定)

☐ (はい、いいえ)

事務費には、実人員分ではなく、定員分支給等何らかの加配支給をしていますか？

☐ (はい、いいえ)

現在の契約期間満了後も、指定管理契約を継続予定ですか？

(指定管理募集事務後の結果次第の場合「はい」としてお答え下さい)

☐ (はい、いいえ)

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。

令和5年度 養護老人ホーム実態調査へのご協力をお願い

静岡県老人福祉施設協議会養護委員会では、本年度においてもこれまで同様に
会員施設の実態調査を実施することとなりました。

この調査は、各施設における今後の対応の参考とするとともに、当会として
市町への要望等を踏まえ静岡県への提供資料として活用してまいります。

つきましては皆様のご協力をお願いいたします。

なお、調査票は「基本調査」と「財務状況①」「財務状況②」の3種類です。

返信先 yunoie@helen.ocn.ne.jp まで

7月24日(月)までにメールでのご回答をお願いします。

・ の欄へご回答下さい。

施設名

設置主体

運営主体

施設開設年

年

受託・指定管理年

年

特定施設指定の有無

令和5年4月1日現在の入所定員についてお答え下さい

入所定員

名

入所者数の推移についてお答え下さい。

令和4年4月1日	令和5年4月1日	令和5年7月1日
名	名	名

入所待機者（入所依頼書受領済みの待機者）はいますか？

☐ いる

名

☐ いない

貴施設の居室の室数をご記入下さい

	居室数	うち空室数
個室	室	室
2人部屋	室	室
3人以上部屋	室	室
合計	0 室	0 室

※「空室」とは、入居者が1人も使用していない居室として下さい。

今後個室化する予定はありますか？

☐ 具体的な計画がある

☐ 検討している

☐ 予定はない又は既に個室化してある

静岡県老人福祉施設協議会 養護委員会

個浴の設置について

- ☐ 設置してある
- ☐ 併設・隣接施設などの設備が常時使用できる
- ☐ 設置していない

機械浴の設置について

- ☐ 設置してある
- ☐ 併設・隣接施設などの設備が常時使用できる
- ☐ 設置していない

現在の建物について

構造		
階層		階

建替え計画について

- ☐ 建替え計画がある
- ☐ 検討中
- ☐ 当分の間はない
- ☐ その他 (建替えができない問題点等)

--

貴施設の職員数（非常勤を含む） 令和5年4月1日 現在

職種	施設長	生活相談員	看護職員	介護職員 支援員	栄養士 調理員等	事務職員等	その他職員	合計
人数								0

入所者の状況について
要介護度

自立	
要支援1	
要支援2	
要介護1	
要介護2	
要介護3	
要介護4	
要介護5	

認知症高齢者の日常生活自立度別人員

自立	
I	
II-a	
II-b	
III-a	
III-b	
IV	
M	

身体障害者手帳保持者	
療育手帳保持者	
精神保健福祉手帳保持者	

所得状況

費用徴収基準 1 段階	
うち生活保護受給者	
費用徴収基準 2 段階～ 2 2 段階	
費用徴収基準 2 3 段階～ 3 8 段階	
費用徴収基準 3 9 段階以上	
*費用徴収基準月額	
1 段階	0円
2 段階	1,000円
2 3 段階	39,800円
3 8 段階	81,100円

契約入所について

※「契約入所」とは、措置入所とは異なり、施設と入所者との直接契約により入所する形態のものです。

令和4年4月1日現在で「契約入所」を実施していますか。

☐ 実施している（関係書類等が整備され実施できる状態にある）

☐ 実施していない

「実施している」と回答した施設について

令和4年度の1年間における契約入所の実利用者数（利用した実人員）

人

令和4年度の1年間における契約入所利用者の延利用日数

日

「実施していない」と回答した施設について

令和5年7月1日現在で「契約入所」を実施していますか。

☐ 実施している（関係書類等が整備され実施できる状態にある）

☐ 実施を検討中

☐ 実施する予定はない 又は 実施できない
（実施できない問題点等）

引き続き

財務状況調査にもご記入をお願いします

左記の色の部分に記入下さい

1 令和4年度事業収支状況について

(単位：円)

	勘定科目	決算額
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入
		老人福祉事業収入
		その他の事業収入
		経常経費寄附金収入
		受取利息配当金収入
		その他の収入
		事業活動収入計(1) 0
	支出	人件費支出
		事業費支出
		事務費支出
		支払利息支出
		事業活動支出計(2) 0
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2) 0
施設整備等による収支	収入	施設整備等寄附金収入
		設備資金借入金収入
		施設整備等収入計(4) 0
	支出	固定資産取得支出
		ファイナンス・リース債務の返済支出
		その他の施設整備等による支出
		施設整備等支出計(5) 0
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5) 0
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入
		その他活動収入計(7) 0
	支出	積立資産支出
		その他の活動支出計(8) 0
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8) 0
		予備費支出(10)
		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10) 0

2 事務費（人件費等）補助金について

事務費（人件費等）について各市町より補助金の有無についてご回答下さい

有 ☐

無 ☐

有とお答えの施設にお伺いします。

定員数

最低保障人員（指定管理該当施設）

補助金名目

令和4年度受入金額

	人
	人
	円

左記の入記の色の部分に
ご記入ください

1 令和4年度事業活動計算書について

(単位：円)

	勘定科目		決算額
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益	
		老人福祉事業収益	
		その他の事業収益	
		経常経費寄附金収益	
		サービス活動収益計(1)	0
	費用	人件費	
		事業費	
		事務費	
		減価償却費	
		国庫補助金等特別積立金取崩額	
		サービス活動費用計(2)	0
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		0
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	
		その他サービス活動外収益	
		サービス活動外収益計(4)	0
	費用	支払利息	
		その他のサービス活動外費用	
		サービス活動外費用計(5)	0
特別増減の部	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		0
	経常増減差額(7)=(3)+(6)		0
	収益	施設整備等寄附金収益	
		その他の特別収益	
		特別収益(8)	0
	費用	固定資産売却損	
		その他の特別損失	
		特別費用計(9)	0
繰越活動増減差額の部	特別増減差額(10)=(8)-(9)		0
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		0
	前期繰越活動増減差額(12)		
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		0
	基本金取崩額(14)		
	その他の積立金取崩額(15)		
	その他の積立金積立額(16)		
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		0

調査協力ありがとうございました

